

議案第 2 号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13 平成22年7月1日から同月31日までの間に限り、附則第10項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

説 明

パソコンのソフトウェアの管理にかかわって、ライセンスを得ていないコピーの拡大を招いたこと等にかんがみ、道政の責任者である知事としての責任を明らかにし、知事の給料の一部を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 3 号 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第10条第6項及び第7項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

第10条の5中「第56条の2第1項」を「第56条の3第1項」に改める。

第10条の6第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同条第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第6項及び第7項の規定は、平成22年4月1日（以下「適用日」という。）以後に北海道職員等の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下同じ。）となった者について適用し、適用日前に職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの並びに適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるもの及び職員であったものについては、なお従前の例による。

説 明

雇用保険法の改正に伴い、職員の退職手当について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 4 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する
条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年北海道条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3号を第4号とし、第2号中「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）」を「勤務時間等条例」に、「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）」を「学校職員勤務時間等条例」に、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）」を「市町村立学校職員勤務時間等条例」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条の2第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第9条の2第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

時間外勤務代休時間の新設に伴い、職員団体のための職員の行為の制限の特例について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「をしている」を「（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと

（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第24条中「次に掲げる職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北海道職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、それぞれこの条例による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

説 明

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正にかんがみ、職員の配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業をすることができるようにする等所要の改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項及び第2項中「(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。)」を削る。

第9条の4第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「次項」を「第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等にかんがみ、育児を行う職員に関し、早出遅出勤務の対象範囲を拡大するとともに、時間外勤務の制限を強化することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 北海道税条例の一部を改正する条例案

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1号アの表(ア)中「扶養親族」の次に「(同居特別障害者（法第34条第4項に規定する同居特別障害者をいう。以下この表において同じ。）である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）」を加え、同表(カ)を削り、同表(オ)中「((カ)に掲げる者を除く。）」及び「。以下この表において同じ」を削り、同表(オ)を同表(カ)とし、同表(エ)を同表(オ)とし、同表(ウ)を同表(エ)とし、同表(イ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同表(イ)を同表(ウ)とし、同表(ア)の次に次のように加える。

(イ) 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者1人につき22万円
--	--------------------

第26条の2第1号アの表(ク)中「扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び）」を「控除対象扶養親族（法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいい、）」に、「法第34条第5項」を「同条第5項」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に、「以下この表において同じ。」である場合」を「」である場合」に改め、同表(ケ)を次のように改める。

(ケ) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該老人扶養親族1人につき13万円
----------------------------------	-------------------

第26条の2第1号アの表(コ)を削る。

第28条の4の次に次の2条を加える。

（個人の道民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第28条の5 法第45条の3の2第1項に規定する給与所得者は、同項又は同条第2項に規定する道民税に関する申告書を、法第317条の3の2第1項又は第2項に規定する市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の2第1項に規定する給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(個人の道民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の6 法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等受給者は、同項に規定する道民税に関する申告書を、法第317条の3の3第1項又は第2項に規定する市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第34条第2項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第34条の2中「第5項(同法第102条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。)、第27項又は第28項」を「第22項又は第23項」に改める。

第35条中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に改める。

第36条の2第1項中「同条第16項第1号」を「同条第15項第1号」に、「第53条第28項」を「第53条第23項」に改める。

第36条の3第1項中「第53条第28項」を「第53条第23項」に改める。

第39条第1項第1号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項第2号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第3号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第3項第1号ウ、第2号及び第3号中「及び清算所得」を削る。

第41条第1項の表中「行う法人」の次に「(清算中の法人を除く。)」を加え、「2月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、

その行われる日の前日まで)」を「2月以内」に、

法第72条の30第1項の規定によって申告納付する場合	残
法第72条の31第1項の規定によって申告納付する場合	期 が

余財産の分配又は引渡しの日の前日まで	清算所得に係る所得割	を	「 法第72条の29第3項の規定によって申告納付する場合
余財産の確定した日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡し行われるときは、その行われる日の前日まで）			

当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）	所得割	に改める。
--	-----	-------

第42条第1項中「又は第72条の28」を「、第72条の28又は第72条の29」に改め、同項第1号中「第32条の2第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第2号中「第32条の2第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第2項中「第32条の3」を「第32条」に改め、同条第4項中「又は第72条の28」を「、第72条の28又は第72条の29」に改め、同条第6項第1号中「第32条の2第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第2号中「第32条の2第2項」を「第31条第2項」に改める。

第42条の2第1項中「同条第16項第1号」を「同条第15項第1号」に、「第32条の4第1項」を「第32条の2第1項」に、「第32条の4第2項各号」を「第32条の2第2項各号」に改め、同条第2項中「第32条の4第3項」を「第32条の2第3項」に改める。

第42条の3第1項中「第32条の5第1項」を「第32条の3第1項」に、「第32条の5第2項各号」を「第32条の3第2項各号」に改め、同条第2項中「第32条の5第3項」を「第32条の3第3項」に改める。

第45条の2の3中「1,074円」を「1,504円」に改める。

附則第5条の4第1項第2号ウ中「及び」を「（同法第10条の2の規定により

読み替えて適用される場合を含む。)及び」に、「第10条の6」を「第10条の7」に改める。

附則第7条の2中「及び清算所得」を削る。

附則第7条の4第5項中「で定める」を「附則第3条の2の21に規定する」に改める。

附則第8条の2中「511円」を「716円」に改める。

附則第8条の2の3第3項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第4条の5第1項に規定する」に改め、同号ア中「で定める」を「附則第4条の5第2項に規定する」に改め、同号ウ中「で定める」を「附則第4条の5第3項に規定する」に改め、同条第4項中「で定める」を「附則第4条の5第4項に規定する」に改め、同条第5項中「で定めるものを」を「附則第4条の5第5項に規定するものを」に改め、同項第1号中「で定めるもの(」を「附則第4条の5第6項に規定するもの(」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第7項に規定する」に改め、同項第2号中「で定めるもの(」を「附則第4条の5第8項に規定するもの(」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第9項に規定する」に改め、同条第6項中「で定める」を「附則第4条の5第10項に規定する」に改め、同条第7項中「で定めるものを動力源」を「附則第4条の5第11項に規定するものを動力源」に、「で定めるものをいう」を「附則第4条の5第12項に規定するものをいう」に改め、同項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第4条の5第13項に規定する」に改め、同号ア中「で定める」を「附則第4条の5第14項に規定する」に改め、同項第2号中「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第4条の5第15項に規定する」に改め、同号ア中「で定める」を「附則第4条の5第16項に規定する」に改め、同条第8項第1号中「で定めるものに」を「附則第4条の5第17項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第18項に規定する」に改め、同項第2号中「で定めるものに」を「附則第4条の5第19項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第20項に規定する」に改め、同項第3号ア中「で定める」を「附則第4条の5第21項に規定する」に改め、同号イ中「で定める」を「附則第4条の5第22項に規定する」に改める。

附則第8条の2の5第1項第1号中「で定めるもの(」を「附則第4条の6第

1項に規定するもの（」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第2項に規定する」に改め、同項第2号中「で定める」を「附則第4条の6第3項に規定する」に改め、同条第2項第1号中「で定める」を「附則第4条の6第4項に規定する」に改め、同項第2号中「で定める」を「附則第4条の6第5項に規定する」に改める。

附則第8条の4第3項第2号ア中「で定めるもの（」を「附則第5条の2第1項に規定するもの（」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第2項に規定する」に改め、同号イ中「で定めるもの（」を「附則第5条の2第3項に規定するもの（」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第4項に規定する」に改め、同項第3号中「で定めるものを動力源」を「附則第5条の2第5項に規定するものを動力源」に、「で定めるものをいう。）の」を「附則第5条の2第6項に規定するものをいう。）の」に、「いるもので総務省令で定める」を「いるもので同条第7項に規定する」に改め、同項第4号中「して総務省令で定める」を「して総務省令附則第5条の2第8項に規定する」に、「で定めるもの（」を「附則第5条の2第9項に規定するもの（」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第10項に規定する」に改め、同条第4項第2号ア中「で定める」を「附則第5条の2第11項に規定する」に改め、同号イ中「で定める」を「附則第5条の2第12項に規定する」に改め、同項第3号中「で定める」を「附則第5条の2第13項に規定する」に改め、同条第5項中「で定める」を「附則第5条の2第14項に規定する」に改める。

附則第13条中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

附則第14条中「（この条において「特例期間」という。）」及び「並びに特例期間内における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第15条第1項中「第53条第15項」を「第53条第12項」に改め、同条第2項中「（法人税法第102条第1項に規定する法人が法第53条第5項の規定により申告納付する道民税にあっては、その解散の日）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第7条の4第5項、附則第8条の2の3、附則第8条の2の5及び附則第8条の4の改正規定 公布の日
 - (2) 第28条の4の次に2条を加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 平成23年1月1日
 - (3) 附則第5条の4第1項第2号ウの改正規定 平成23年4月1日
 - (4) 第26条の2の改正規定及び次項の規定 平成24年1月1日
- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成23年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第28条の5の規定は、平成23年1月1日以後に提出する地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号。以下「平成22年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第45条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第28条の6の規定は、平成23年1月1日以後に提出する新法第45条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例の規定中法人の道民税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正後の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。次項において同じ。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の道民税及び各連結事業年度分の法人の道民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。次項において同じ。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）

が行われた場合における各事業年度分の法人の道民税及び各連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

7 平成22年10月1日（次項及び附則第9項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

8 指定日前に北海道税条例第45条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第45条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第12項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき430円

(2) 新条例附則第8条の2に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円

9 前項に規定する者は、平成22年改正法附則第6条第2項に規定する卸売販売業者等の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第1号様式の申告書を指定日

から起算して1月以内に知事に提出しなければならない。

- 10 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第16号の4様式の納付書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。）に納付しなければならない。
- 11 附則第8項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは、「北海道税条例の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第 号）附則第8項」と読み替えて、新条例の規定中道たばこ税に関する部分（新条例第45条の2の4及び第45条の2の6から第45条の2の8までの規定を除く。）を適用する。
- 12 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第8項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、新条例第45条の2の7の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した地方税法施行規則第16号の5様式の書類を添付しなければならない。

説 明

地方税法等の改正に伴い、個人の道民税及び道たばこ税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業（過疎法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条及び第10条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

第11条中「平成22年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）第11条の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 3 新条例第7条、第9条及び第10条の規定中情報通信技術利用事業に係る部分は、平成22年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。

説 明

過疎地域自立促進特別措置法等の改正にかんがみ、過疎地域における事業税等の課税免除の適用期間の延長等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表第1に2の3の項から2の5の項までを加える改正規定のうち、同表の2の3の項(1)中「第17条の4第1項」を「第17条の5第1項」に改め、同項(2)中「第17条の5第1項」を「第17条の6第1項」に改め、同項(3)中「第17条の6第1項」を「第17条の7第1項」に改め、同項(4)中「第17条の7」を「第17条の8」に改め、同項(5)中「第17条の10」を「第17条の11」に改め、同項(6)中「第17条の12第1項」を「第17条の13第1項」に改め、同項(7)及び(8)中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成22年8月10日から施行する。

説 明

大気汚染防止法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 北海道食の安全・安心条例の一部を改正する条例案

北海道食の安全・安心条例の一部を改正する条例

北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「その他」を「、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）その他」に改める。

第16条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）第29条第1号に規定する農産物を生産する農業」を「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業」に改める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の制定にかんがみ同法を生産者等が遵守する関係法令に加えることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和30年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「3分の1」を「10分の10」に改める。

第4条第4項中「発する」を「交付する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第2条第2項第6号の規定は、平成22年度以降の年度に施行される事業に係る負担金について適用し、平成21年度以前の年度に施行された事業に係る負担金については、なお従前の例による。

説 明

土地改良法施行令の改正にかんがみ維持管理に係る国営土地改良事業の負担金について受益者の負担割合を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 12 号 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第15条第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第8項の規定は、平成22年4月1日（以下「適用日」という。）以後に職員となった者について適用し、適用日前に職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの並びに適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるもの及び職員であったものについては、なお従前の例による。

説 明

雇用保険法の改正に伴い、北海道企業職員の退職手当について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 13 号 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項及び第2項中「(学校職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。次条第2項において同じ。)」を削る。

第9条の4第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「次項」を「第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、3歳に満たない子のある学校職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等にかんがみ、育児を行う学校職員に関し、早出遅出勤務の対象範囲を拡大するとともに、時間外勤務の制限を強化することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 14 号 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「授業料」を「入学検定料」に改める。

第4条の見出し中「授業料」を「入学検定料」に改め、同条第1項中「、授業料」及び「、通信教育受講料」を削り、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「授業料及び」を削り、同条中同項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、高等学校（専攻科に限る。）においては、授業料を徴収する。

第5条の見出しを「(入学検定料等の額)」に改め、同条第1項中「授業料その他」を「入学検定料その他」に改め、「(以下「高等学校の授業料等」という。)」を削り、同条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第2項及び第3項」を「前条第3項及び第4項」に改め、「(以下「中等教育学校の入学検定料等」という。)」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第2項に規定する授業料の額は、全日制の課程にあっては年額11万8,800円、定時制の課程にあっては年額3万2,400円とする。

第6条第1項中「授業料（学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程に係るものに限る。）」及び「、通信教育受講料」を削り、同条第2項中「高等学校の授業料等、中等教育学校の入学検定料等及び証明書交付手数料」を「第4条各項に規定する入学検定料その他の費用」に改める。

第7条中「授業料、」を削り、「及び」を「、授業料及び」に改める。

別表第3 授業料の項及び通信教育受講料の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道立学校条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

説 明

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の制定に伴い、道立高等学校の授業料等の不徴収について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。